［主な項目の内訳］
燃料費

（単位：千円）

項目		変動金額	備考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
合計			

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第13（第29条の２の２第３項関係、第29条の５第３項関係）

特定変動範囲関連可変費明細表

（単位：千円）

	可変費
燃料費	
地帯間購入電源費	
地社購入電源費	
地帯間販売電源料	
地社販売電源料	
合計	

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

（卸供給料金算定規則の一部改正）

第四条　卸供給料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　料金の算定

第一節　原価等の算定（第三条―第七条）

第二節　料金の算定（第八条）

第三節　変動額に基づく算定の特例（第九条・第十条）

附則

第二章中第二節の次に次の節名及び一節を加える。

第三節　変動額に基づく算定の特例

第九条　法第二十二条第一項又は第八項の規定により第二十二条第一項の規定により届け出た料金又は特定入札に応じて落札した供給条件における料金（以下この条において「卸供給料金」という。）を燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下同じ。）を基に変更しようとする事業者にあっては、第三条から第八条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする卸供給料金を算定することができる。

2　事業者は、燃料費の変動額について、卸供給料金を算定した際に第四条第二項第二号の規定により算定された額又は卸供給料金を設定した際に算定された燃料費の額及びこの項の規定により算定された石油石炭税変動相当額を基に石油石炭税変動相当額を算定し、様式第五により石油石炭税変動相当額総括表を作成しなければならない。

3　料金は、前項の規定により算定した石油石炭税変動相当額と卸供給料金を算定した際に第八条第三項の規定により算定された料金収入又は卸供給料金を設定した際に算定された料金収入及びこの項の規定により算定された料金収入の変動分を基に算定した料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

4　事業者は、前項の規定により料金を設定する場合には、卸供給に係る電気の供給量にかかわらず支払を受けるべき料金又は卸供給に係る電気の供給量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。

5　事業者は、卸供給料金を算定した際に第八条第三項の規定により算定された料金収入又は卸供給料金を設定した際に算定された料金収入及びこの項の規定により算定された料金収入の変動分を基に算定した料金収入の変動分を、前項の規定により設定する料金並びに卸供給料金を算定した際の将来の合理的な供給に係る値の予測値により算定しなければならない。

6　事業者は、第二項の規定により算定した石油石炭税変動相当額と前項の規定により算定した料金収入の変動分を整理し、様式第六により石油石炭税変動相当額と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第十条　前条の規定は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）附則第十八条の規定により、法第二十二条第一項の規定による届出がなされたものとみなされた料金（電源開発促進法の廃止に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令（平成十五年経済産業省令第百三十六号）第二条の規定により第三条第一項に規定する原価等を算定した料金による電気事業法第二十二条第一項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。）を燃料費の変動額を基に変更しようとする場合に準用する。この場合において、前条第二項中「第四条第二項第二号の規定により算定された額」とあるのは「電源開発促進法の廃止に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令第二条に規定する料金の算定方法（以下「経過措置算定方法」という。）により算定された額」と、同条第三項及び第五項中「第八条第三項の規定により算定された料金収入」とあるのは「経過措置算定方法により算定された料金収入」と読み替えるものとする。

様式第四の次に次の二様式を加える。

様式第５（第９条第２項関係）

石油石炭税変動相当額総括表

（単位：千円）

項目	変動金額	備考
燃料費		
地帯間購入電源費		
地社購入電源費		